

平成24年12月亀山市議会定例会 提出議案 条例の制定・改廃の背景及び趣旨

議案第76号	亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例	1
議案第77号	亀山市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的 基準を定める条例	3
議案第78号	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例	5
議案第79号	亀山市行政組織条例の一部を改正する条例	6
議案第80号	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改 正する条例	9
議案第81号	亀山市都市公園条例の一部を改正する条例	10
議案第82号	亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	12
議案第83号	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	13

件名	亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例	建設部 まちづくり整備室
----	-----------------------	-----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号及び第105号）による道路法及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、市が管理する道路（以下「道路」といいます。）の構造の一般的技術的基準、道路に設ける道路標識の寸法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、政省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 道路の構造の一般的技術的基準について道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」といいます。）で定める基準を参酌し、道路は、これまで政令に基づき整備を図ってきたため、今後も同じ基準による整備及び維持管理を行っていく必要があることから、政令と同じ基準を定めることとします。ただし、軌道敷及び防雪施設に関する基準については、地域特性上該当がないことから規定しないこととします。

＜第3条～第43条関係＞

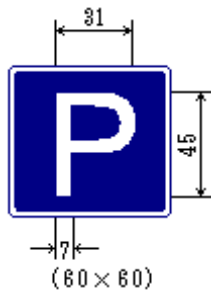
（道路の構造の一般的技術的基準として定める項目）

道路の区分（第3種（第1級を除く。）及び第4種に限る。）、車線等、車線の分離等、副道、路肩、停車帯、自転車道、自転車歩行者道、歩道、歩行者の滞留の用に供する部分、積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員、植樹帯、設計速度、車道の屈曲部、曲線半径、曲線部の片勾配、曲線部の車線等の拡幅、緩和区間、視距等、縦断勾配、登坂車線、縦断曲線、舗装、横断勾配、合成勾配、排水施設、平面交差又は接続、立体交差、鉄道との平面交差、待避所、交通安全施設、凸部・狭窄部等、乗合自動車の停留所に設ける交通島、自動車駐車場等、防護施設、トンネル、橋・高架の道路等、附帯工事等の特例、小区間改築の場合の特例、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路

(2) 道路に設ける道路標識の寸法について「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府、建設省令第3号)で定める寸法を参酌し、道路の構造を保全し、かつ、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、従来の基準が望ましいことから国と同一の基準とすることとし、具体的な寸法は、規則で定めることとします。 <第44条関係>

(寸法を定める標識の例)

(案内標識)



(駐車場)

(警戒標識)



(+字型道路交差点あり)

(補助標識)



(注意事項)

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準を参酌し、移動上又は道路の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを原則とすることから、同省令と同じ基準とすることとし、具体的な基準は、規則で定めることとします。また、この基準は、これまで適用してきた「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」で定める整備基準との整合を図る必要があることから、同条例による整備基準と同じ基準を定めることとします。 <第45条関係>

(県の整備基準と整合を図る基準の例)

区 分	市の基準 (県の整備基準)	《参考》 省令の基準
歩道と車道等との段差	歩道と車道との段差は2 cm以下とすること。	歩道と車道との段差は2 cmを標準とすること。
側溝蓋	歩道等の排水溝に所定の形状の溝ふたを設置すること。	基準の明記なし
立体横断施設に設ける通路	有効幅員 2m 以上 (地下に設ける場合は 3m 以上) とすること。	有効幅員 2 m 以上とすること。

3 その他

施行日は、平成25年4月1日とします。

件名	亀山市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	建設部 維持修繕室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）による河川法（以下「法」といいます。）の一部改正により、準用河川に係る河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、床止めその他の主要なもの（以下「河川管理施設等」といいます。）の構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「政令」といいます。）で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>政令で定める基準を参酌し、河川管理施設等については、準用河川の実態に応じた従前の基準により管理することが望ましいことから、政令と同じ基準を定めることとします。</p> <p>この場合において、市内に存する準用河川は小規模であるため、政令に定める小河川に係る河川管理施設等の構造基準と同様の基準を定めることとします。また、政令に定める事項のうち、高潮区間、高規格堤防、湖沼、高水敷に係る内容や、ダム、堤防の小段、側帯、樹林帯、橋の橋脚等に係る基準は、市に該当がないため定めないこととします。</p> <p>(1) 堤防の構造基準を定めます。 <第3条～第12条関係></p> <p>（基準を定める項目）</p> <div data-bbox="245 1585 1386 1744" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>構造基準の適用の範囲、構造の原則、材質及び構造、高さ、天端幅、盛土による堤防の^{のり}法勾配等、護岸、水制、管理用通路、背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例</p> </div> <p>(2) 床止め（河床の洗掘防止のために河川を横断して設けられる施設）の構造基準を定めます。 <第13条～第16条関係></p> <p>（基準を定める項目）</p> <div data-bbox="245 1917 836 1973" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>構造の原則、護床工、護岸、魚道</p> </div> <p>(3) 堰^{せき}の構造基準を定めます。 <第17条～第25条関係></p>		

(基準を定める項目)

構造の原則、流下断面との関係、可動堰の可動部の径間長、可動堰の可動部の径間長の特例、可動堰の可動部のゲートの構造、可動堰の可動部のゲートの高さ、可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例、管理施設、護床工等

(4) 水門及び樋門（洪水等の防御等のため全閉可能な門扉を有している構造物）の構造基準を定めます。＜第26条～第32条関係＞

(基準を定める項目)

構造の原則、構造、断面形、ゲート等の構造、水門のゲートの高さ等、管理施設等、護床工等

(5) 揚水機場、排水機場及び取水塔（いずれも水を汲み上げるための施設）の構造基準を定めます。＜第33条～第38条関係＞

(基準を定める項目)

構造の原則、排水機場の吐出水槽等、流下物排除施設、樋門、取水塔の構造、護床工等

(6) 橋の構造基準を定めます。＜第39条～第44条関係＞

(基準を定める項目)

河川区域内に設ける橋台の構造の原則、橋台の設置等、桁下高等、護岸等、管理用通路の構造の保全、治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋の適用除外規定

(7) 伏せ越し（用水路又は排水路が河川と交差する場合に河床の下を横断するもの）の構造基準を定めます。＜第45条～第49条関係＞

(基準を定める項目)

構造基準の適用の範囲、構造の原則、構造、ゲート等、深さ

(8) この条例の規定を適用しない河川管理施設等を次のとおり定めます。

＜第50条関係＞

ア 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられるもの

イ 臨時に設けられるもの

ウ 工事を施行するために仮に設けられるもの

エ 特殊な構造のもので、市長がその構造がこの条例の規定によるものと同様以上の効力があると認めるもの

3 その他

(1) 施行日は、平成25年4月1日とします。

(2) 政令で定める基準が条例に委任されることに伴い、必要となる経過措置を附則に規定します。

件名	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例	上下水道部 上水道室
----	--------------------------	---------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による水道法の一部改正により、市の水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」といいます。）で定める資格を参酌して条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

政令で定める資格を参酌し、市の水道の布設工事監督業務及び技術上の管理業務には、これまでと同等の知識、技能等が必要であることから、政令に定める資格と同様の資格を定めることとします。

(1) 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事を定めます。 <第2条関係>

(2) 布設工事監督者の資格を次のとおり定めます。 <第3条関係>

ア 大学、短期大学又は専門学校等（外国の学校を含む。）の土木工学科等を卒業し、一定期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 技術士法の規定による上下水道部門に係る試験に合格した者で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 水道技術管理者の資格を次のとおり定めます。 <第4条関係>

ア 布設工事監督者の資格を有する者

イ 大学、短期大学又は専門学校等（外国の学校を含む。）の土木工学以外の課程を卒業し、一定期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

エ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

3 その他

施行日は、平成25年4月1日とします。

件名	亀山市行政組織条例の一部を改正する条例	総務部 人材育成室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>市は、分権時代にふさわしい自治体経営により市民の暮らしの質を高めることを目的として、平成22年4月に組織・機構改革を実施しました。</p> <p>その後3年が経過しようとする中で、地域主権改革の進展や市民ニーズの多様化、さらには市の財政状況の変化といった、市政を取り巻く現状に柔軟に対応するとともに、第1次亀山市総合計画後期基本計画に掲げている施策・事業を着実に推進するため、これまで以上に効果的かつ効率的な行財政運営を進める必要があります。</p> <p>このことから、市のまちづくりの基本的な考え方である「市民力で地域力を高めるまちづくり」の実現を目指し、さらなる組織マネジメント機能の強化と事務の効率化を図ることを目的として組織・機構改革を実施しようとすることから、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務について、再編、統合等を図ることとするため、次の改正を行います。 ＜第1条関係＞</p> <p>※（ ）は、現在、その事項を分掌している組織を示します。</p> <p>(1) 内部管理部門を強化するため、企画総務部を置き、次の事項を分掌事務とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 秘書に関する事項（企画部） イ 広報及び広聴に関する事項（企画部） ウ 市政の総合企画及び調整並びに政策評価に関する事項（企画部） エ 議会に関する事項（総務部） オ 文書及び法規に関する事項（総務部） カ 統計に関する事項（企画部） キ 市の組織及び職員に関する事項（総務部） ク 情報政策に関する事項（企画部） ケ 危機管理に関する事項（危機管理局） 		

(2) 財務部門の管理を一元化するため、財務部を置き、次の事項を分掌事務とします。

- ア 行政改革に関する事項（企画部）
- イ 予算に関する事項（総務部）
- ウ 税の賦課及び徴収に関する事項（市民部）
- エ 財産管理に関する事項（総務部）
- オ 入札及び契約に関する事項（総務部）
- カ 工事設計の審査に関する事項（総務部）
- キ 工事の検査に関する事項（総務部）

(3) 市民生活に身近な事務を一体的に担うため、市民文化部を置き、次の事項を分掌事務とします。

- ア 市民相談、自治振興及び地域づくり支援に関する事項（市民部）
- イ 国民健康保険及び国民年金に関する事項（市民部）
- ウ 医療給付に関する事項（市民部）
- エ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項（市民部）
- オ 文化芸術の振興に関する事項（文化部）
- カ スポーツの推進に関する事項（文化部）
- キ 人権に関する事項（文化部）
- ク 市民参画及び男女共同参画に関する事項（市民部・文化部）
- ケ 国際化に関する事項（文化部）
- コ 支所及び出張所の窓口業務に関する事項（関支所）
- サ 支所及び出張所の所管区域内の事業に係る関係部との連携に関する事項（関支所）
- シ 観光に関する事項（文化部）

(4) 健康福祉部の分掌事務を次のように改めます。

- ア 地域福祉に関する事項
- イ 生活保護に関する事項
- ウ 高齢者福祉に関する事項
- エ 障がい者福祉に関する事項
- オ 保健予防及び健康づくりの推進に関する事項
- カ 地域医療に関する事項

- キ 児童福祉に関する事項
- ク 子育て支援に関する事項
- ケ 母子福祉に関する事項

(5) 環境・産業部を環境産業部に改めます。

(6) 建設部と上下水道部を統合し、建設部の分掌事務に「下水道に関する事項（上下水道部）」を加えます。

3 その他

(1) 施行日は、平成25年4月1日とします。

(2) この条例改正による所管部の変更に伴う関係条例の一部改正を附則に規定します。

- ・ 亀山市総合計画審議会条例
- ・ 亀山市行政改革推進委員会条例
- ・ 亀山市防災会議条例
- ・ 亀山市特別職報酬等審議会条例
- ・ 亀山市スポーツ推進審議会条例
- ・ 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
- ・ 亀山市環境基本条例
- ・ 亀山市住居表示審議会条例
- ・ 亀山市水道事業等の設置等に関する条例
- ・ 亀山市国民保護協議会条例

(参考) 部内の局について

二層管理体制によりマネジメント機能の強化を図るため、次のとおり部に局を置くこととし、亀山市事務分掌規則において規定します。

部	局	分掌する事務
企画総務部	危機管理局	危機管理に関する事項
市民文化部	文化振興局	文化芸術の振興に関する事項等
	関支所	支所及び出張所の窓口業務に関する事項等
健康福祉部	子ども総合センター	児童福祉に関する事項等
建設部	上下水道局	下水道に関する事項

件名	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	環境・産業部 廃棄物対策室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者（以下「技術管理者」といいます。）が有すべき資格について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」といいます。）で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>省令で定める基準を参酌し、技術管理者には、これまでと同等の知識、技能等が必要であることから、省令に定める基準と同様の資格を定めることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第23条関係＞</p> <p>（技術管理者の資格）</p> <p>ア 技術士法に規定する技術士で、化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る試験に合格した者又は1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>イ 2年以上環境衛生指導員の職にあった者</p> <p>ウ 大学、短期大学、専門学校等の理学、薬学、工学、農学等の課程を卒業し、一定期間以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>エ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>オ 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p> <p>3 その他</p> <p>（1）施行日は、平成25年4月1日とします。</p> <p>（2）この条例改正により条項の整備が必要となる亀山市総合環境センター条例の一部改正を附則に規定します。</p>		

件名	亀山市都市公園条例の一部を改正する条例	建設部 まちづくり計画室
----	---------------------	-----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による都市公園法及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、都市公園及び公園施設の設置基準並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、政省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」といいます。）で定める基準を参酌し、市の都市公園及び公園施設は、これまで政令に基づき整備を図ってきたため、今後も同じ基準による整備及び管理を行っていく必要があることから、政令と同じ基準を定めることとします。

ア 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とします。 ＜第2条関係＞

イ 都市公園の配置及び規模の基準について、次のとおり定めます。 ＜第3条関係＞

種別	配置	規模の標準
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置すること。	0.25ha
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置すること。	2ha
地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置すること。	4ha
総合公園 運動公園	市の区域内に居住する者が容易に利用することができるように配置すること。	その利用目的に応じて機能を十分発揮できるように敷地面積を定めること。
上記以外の公園	設置目的に応じてその機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。	

ウ 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の敷地面積に対する割合は、2%を超えてはならないこととしますが、次に掲げる公園施設として設けられる建築物については、特例として、都市公園の敷地面積に対する一定の割合を、2%の上限に上乗せすることができることとします。

＜第4条関係＞

公園施設として設けられる建築物	都市公園の敷地面積に対する割合
休養施設、運動施設等	10%
重要文化財等	20%
屋根付き広場、野外劇場等	10%
仮設公園施設	2%

(2) 特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等円滑化が特に必要な園路、広場、駐車場、便所等）の設置に係る移動等円滑化のために必要な基準について「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第115号）で定める基準を参酌し、移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則とすることから、同省令と同じ基準とすることとし、具体的な基準は、規則で定めることとします。また、この基準は、これまで適用してきた「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」で定める整備基準との整合を図る必要があることから、同条例による整備基準と同じ基準を定めることとします。

＜第5条関係＞

（県の整備基準と整合を図る基準の例）

区分	市の基準（県の整備基準）	《参考》 省令の基準
園路の縦断勾配	通路の縦断勾配は、 <u>4%以下</u> （やむを得ない場合は8%以下）とすること。	通路の縦断勾配は、 <u>5%以下</u> （やむを得ない場合は8%以下）とすること。
歩車道の基準	歩車道がある場合は、道路の移動等円滑化基準によること。	基準なし
園路への誘導ブロックの設置	必要に応じて視覚障害者用誘導用ブロックを設置すること。	基準なし
階段の幅員	有効幅員は120センチ以上とすること。	基準なし
車椅子利用者用駐車区画の位置	駐車場に通じる園路又は広場に最も近い位置に設けること。	基準なし
掲示板・標識	位置、高さ文字の大きさ等に配慮し、必要に応じローマ字又は絵を使用すること。	基準なし

3 その他

施行日は、平成25年4月1日とします。

件名	亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	上下水道部 下水道室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による下水道法の一部改正により、公共下水道等の構造の技術上の基準等について、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」といいます。）で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>政令で定める基準を参酌し、市の公共下水道等については今後もこれまでと同じ基準による整備及び維持管理を行うことから、政令と同じ基準を定めることとします。</p> <p>(1) 排水施設の構造の基準を定めます。 <第29条・第30条関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堅固で耐久力を有する構造とすること。 ・ コンクリート等耐水性の材料で、浸水に対し措置がなされていること。 ・ 屋外にあるものには覆い等の下水の飛散防止の措置がなされていること。 ・ 腐食の防止措置がなされていること。 ・ 地震に対し規則で定める措置がなされていること。 ・ 排水管の内径等は規則で定める数値を満たすこと。 ・ 水勢を緩和する措置がなされていること。 ・ 気圧の変動を緩和する措置がなされていること。 ・ 必要な箇所にマンホールを設けること。 ・ マンホールには蓋を設けること。 <p>(2) (1)の基準の適用除外を定めます。 <第31条関係></p> <p>(3) 都市下水路の構造の技術上の基準について、公共下水道の構造の技術上の基準を準用し、同様の基準を定めます。 <第32条関係></p> <p>(4) 都市下水路の維持管理の技術上の基準は、1年に1回以上しゅんせつ（汚泥をさらうこと。）を行うこととします。 <第33条関係></p> <p>(5) 都市下水路に係る所要の規定を整備します。 <第3条・第40条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成25年4月1日とします。</p> <p>(2) 政令で定める基準が条例に委任されることに伴い、必要となる経過措置を附則に規定します。</p>		

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）による公営住宅法の一部改正により、市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」といいます。）の整備基準及び特に居住の安定を図る必要がある入居者の世帯を含む市営住宅の入居者世帯の収入基準等について条例で定めることとされたため、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号。以下「省令」といいます。）で定める基準を参酌し、市営住宅等についてはこれまでと同じ基準による整備を行うことから、省令で定める整備基準と同じ基準を定めることとします。</p> <p>ア 整備の基準</p> <p>市営住宅等は、健全な地域社会の形成に資すること、良好な居住環境を確保すること並びに建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮して整備しなければならないこととします。 <第3条の2～第3条の5関係></p> <p>イ 敷地の基準</p> <p>市営住宅等の敷地は、居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学等の入居者の日常生活の利便を考慮して選定され、地盤に関する安全上必要な措置が講じられ、並びに雨水及び汚水を有効に排出処理するための必要な施設が設けられていなければならないこととします。 <第3条の6・第3条の7関係></p> <p>ウ 市営住宅の基準</p> <p>市営住宅の住棟その他の建築物は良好な居住環境を確保するために必要な日照、プライバシーの確保等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とし、住宅には防火、避難及び防犯のための適切な措置等が講じられていなければならないこととします。 <第3条の8～第3条の13関係></p>		

エ 共同施設の基準

児童遊園等の共同施設の位置及び規模は敷地内の住戸数、敷地の規模等に応じて、入居者の利便等を確保した適切なものとし、市営住宅の敷地内の通路は敷地の規模及び形状、住棟等の配置等に応じて、日常生活の利便、通行の安全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならないこととします。 <第3条の14~第3条の17関係>

(2) 特に居住の安定を図る必要がある対象世帯及び入居者世帯の収入基準について、入居申込者の現状及び市営住宅の戸数の状況等を踏まえ、従来と同じ基準を定めることとします。 <第6条関係>

ア 特に居住の安定を図る必要がある入居者世帯は、障害者を含む世帯、60歳以上又は18歳未満の者で構成されている世帯、小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯等とします。

イ 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）で定める基準を参酌し、入居者世帯の収入基準（入居できる世帯の所得月額の上限額）を次のとおり定めます。

区 分	条例で定める収入基準	公営住宅法施行令で定める基準
特に居住の安定を図る必要がある入居者世帯	21万4千円	25万9千円（上限額）
一般の入居者世帯	15万8千円	15万8千円（参酌すべき金額）

(3) 入居者世帯の収入基準を条例で定めることに伴い、市営住宅への同居を不承認とする場合を次のとおり定めます。 <第12条関係>

ア 同居後の収入が(2)のイに規定する収入基準を超える場合

イ 家賃を3月以上滞納したとき等、公営住宅法に定める明渡しを請求することができる場合に該当するとき

(4) 社会福祉法人等が社会福祉事業等を行うために市営住宅を使用する場合の使用料について、従前の規定と同様の額となるよう整備を行います。

<第43条関係>

3 その他

施行日は、平成25年4月1日とします。